

新興製作所跡地のPCB（ポリ塩化ビフェニル）については、先の12月8日市議会本館議員の一般質問において次のとおり答弁しています。（正式な議事録ではありません。市議会において今後市ホームページに議事録を掲載する予定です。）

（概略）

- ・PCB廃棄物の事務所管は県であり、月に1回以上の頻度で市が県に聞き取りを行い、状況を確認している。
- ・県から、PCB廃棄物についてはメノアース株式会社が令和元年12月に新興製作所跡地の上部平坦地に隣接する空き家から上部と下部の連絡通路内に移設したと聞いている。
- ・県は、移設後の保管状況の確認のため、PCB廃棄物所有者であるメノアース株式会社に電話等で連絡しているものの、メノアース株式会社の代表者に直接連絡がつかず、また、立入検査も行えない状況となっている。
- ・PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の届け出は、毎年6月末までに県に提出が必要だが、令和2年度はまだ提出されていないため、県が提出するよう指導を行っている。
- ・PCB廃棄物の保管状況について確認ができていない状況であることから、保管状況を速やかに確認するよう県に要望するとともに、PCB廃棄物の期限内処分の実施に関し、法律に基づき適正な指導を行うよう岩手県に要望している。